

## 11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

米国

石川直樹 \*

高宮雄介 \*\*

### I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章における米国の中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（すべての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野 <sup>1</sup>	留保対象義務／概要
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	経営幹部及び取締役会（11.9 条） 12 U.S.C. 72 に基づき、国法銀行（national bank）の全ての取締役は米国民でなければならない。但し、通貨監督庁長官（Comptroller of the Currency）は、2 分の 1 未満の取締役について、国籍要件を免除することができる。
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条） 12 U.S.C. 72 に基づき、Edge Act 会社の外国人株主は、外国銀行又は外国銀行の米国子会社に限られるが、国内のノンバンクもかかる会社を所有することができる。Edge Act 会社とは、海外での外国銀行には許されているが、米国銀行には許容されていない活動を、それを通じて行うことによって米国の銀行組織が行えるようにする国際金融の媒体であり、連邦準備制度理事会の許可、監督及び検査に服するものをいう。
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条） 12 U.S.C. 1463 等及び 12 U.S.C. 1751 等に基づき、連邦法及び州法は、外国法に基づいて設立された会社が、その支店を通じて米国内に、信用組合、貯蓄銀行または貯蓄組合を設立することを認めない。
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条） 12 U.S.C. 3104(d)に基づき、標準的な預金保険の上限額を下回る国内の個人預金を受け入れまたは維持し、かつ預金保険の保護を求める場合、外国銀行は、保険の対象となる銀行子会社を設立しなければならない。但

\* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\* たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

<sup>1</sup> 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

	し、本要件は、1991年12月19日時点で保険の対象となる預金受入活動を行っていた外国銀行には適用しない。
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	内国民待遇（11.3条） 15 U.S.C.80b-2 及び 80b-3 に基づき、外国銀行は、証券助言及び投資運用業務を米国内において行う場合、1940年投資助言法に従い、投資助言者として登録をしなければならない（これに対し、国内銀行は登録投資会社への助言を行わない限り、登録をすることを要しない）。本登録義務は、記録管理、検査、報告及び手数料の支払い義務を含む。
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	内国民待遇（11.3条） 15 U.S.C.221, 302 及び 321 に基づき、外国銀行は連邦準備制度のメンバーとなることができず、したがって連邦準備銀行の取締役選任の投票権を有しない。外資系銀行の子会社は本制限には服さない。
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	金融機関の市場アクセス（11.5条） 12 U.S.C.36(g)、12 U.S.C. 1828(d)(4)及び 12 U.S.C. 1831u に基づき、米国は、11.5条(b)（金融機関の市場アクセス）に関し、対象となる支店が所在する州の承認がない限り、外国銀行が、本拠州（home state）から別の州に向け、以下の方法で事業を拡張することに関し、何らの約束もしない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 他の州に新たな支店を設立すること、</li> <li>b. 他の州の銀行と合併することで支店を設立すること、又は</li> <li>c. 銀行全体を取得するのではなく、他の州の銀行の一又は複数の支店を取得すること。</li> </ul> 但し、本附属書のいずれかの箇所において記載がある場合を除き、こうした拡張は、本附属書頭書 2(a)に従い、内国民待遇を受けるものとする。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>本附属書頭書 2(a)によれば、銀行業務に係る内国民待遇は、外国銀行の米国における本拠州（home state）（国際銀行法が適用される場合には同法に定める意味による）を基準として付与される。外国法人の米国銀行子会社は、適用法令によって定められる当該子会社の本拠州（home state）を有しており、内国民待遇は当該銀行子会社の本拠州を基準として付与される。</p> </div>

<p>銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）</p>	<p>内国民待遇（11.3条）、金融機関の市場アクセス（11.5条） 12 U.S.C.3102(a)(1), 12 U.S.C. 3102(d)及び12 U.S.C. 3103(a)に基づき、外国銀行による連邦支店（Federal branch）や連邦代理店（Federal agency）の設置は、外国銀行による支店又は代理店の設置を禁じる以下の州では認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 支店及び代理店のいずれの設置も禁止される州：カンザス、メリーランド、ノースダコタ、ワイオミング、及び</li> <li>b. 代理店の設置は認められるが、支店の設置が禁止される州：ジョージア、ミズーリ、オクラホマ</li> </ul> <p>連邦代理店（Federal agencies）についても、受託者としての権限（fiduciary powers）に対する一定の制限が適用される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【解説・コメント】</b> 連邦支店及び連邦代理店（Federal branch and agency）とは、12 U.S.C.3102 に基づいて設置される支店及び代理店を意味する。連邦支店及び連邦代理店では、州法に基づく業務は行われない。</p> </div>
<p>銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）</p>	<p>最恵国待遇（11.4条）、金融機関の市場アクセス（11.5条）、国境を越える貿易（11.6条） 15 U.S.C.77jjj(a)(1)に基づき、米国内において社債の募集をする場合に単独の信託管理人となるための資格は、相互主義の原則に服する。</p>
<p>銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）</p>	<p>最恵国待遇（11.4条）、金融機関の市場アクセス（11.5条） 22 U.S.C.5341 及び 5342 に基づき、米国政府証券公認ディーラー（primary dealer）としての指定は相互主義の原則に基づき行う。</p>
<p>銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）</p>	<p>最恵国待遇（11.4条） 15 U.S.C.780(c)に基づき、米国法に基づいてブローカーディーラー事業者として登録された事業者は、その主たる事業拠点がカナダにある場合、必要証拠金について、カナダ政府の監督の下、カナダの銀行に保有することで足りる。</p>
<p>銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）</p>	<p>内国民待遇（11.3条） 12 U.S.C.1421 等, 12 U.S.C. 1451 等、12 U.S.C. 1717 等、12 U.S.C. 2011 等、12 U.S.C. 2279aa-1 等及び 20 U.S.C. 1087-2 等に基づき、米国は、一又は複数の政府後援企業（Government-Sponsored Enterprises (GSEs)）に対し、以下のものを含む優遇措置を付与することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. GSEの資本金、留保金及び収入は一定の範囲で免税となる。</li> </ul>

	<p>b. GSE が発行する有価証券は、連邦証券法令によって求められる登録や定期的な報告義務を免除される。</p> <p>c. 米国財務省は、その裁量に基づき、GSE の債務を買い取ることができる</p>
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	<p>内国民待遇（11.3 条）、最恵国待遇（11.4 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）、経営幹部及び取締役会（11.9 条）</p> <p>全ての州、コロンビア特別区及びプエルトリコの全ての不適合措置に従い、一定の州は、</p> <p>a. 外国銀行が、州の領域内での営業許可を取得するための進出形態（例：子会社、支店、代理店、駐在事務所）に関する明確な仕組みを制限し又は提供せず、かつ</p> <p>b. 州により許可された預金受入機関の取締役会構成員の一部又は全部に市民権要件を課すことができる。</p> <p>加えて、州は、法人形態（州の許可を得た法人、支店、代理店又は駐在事務所）により営業活動に制限又は条件を課すことができる。</p> <p>上記の制限の一部は、相互主義要件を反映している。</p>
保険	<p>内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）、国境を越える貿易（11.6 条）</p> <p>31 U.S.C. 9304 に基づき、外国保険会社の支店は、米国政府契約に関する保証証券を扱うことができない。</p>
保険	<p>国境を越える貿易（11.6 条）</p> <p>46 D.F.R. 249.9 に基づき、連邦保証付モーゲージファンドに基づいて建造された海上船舶の価額の 50 パーセント以上が米国外の保険会社によって付保されている場合、被保険者は、当該リスクが実質的には米国市場において最初に提供されたことを証明しなければならない。</p>

## II. 包括的留保（附属書 III セクション B）

金融サービス章における米国の中央政府レベルでの包括的留保の主な内容は以下の通り。

分野	留保対象義務／概要
銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）	<p>内国民待遇（11.3 条）</p> <p>12 U.S.C. 1421 等、12 U.S.C. 1451 等、12 U.S.C. 1717 等に関連し、米国は、連邦住宅金融公庫、連邦住宅金融抵当公庫及び連邦住宅抵当公庫に関して、これらの組織、もしくは、その新規又は再編後又は承継後の組織であって、住宅金融に関してそれと同様の機能と目的を有する組織に対し、附属書 III の米国 14 ページに規定されている内容を含む優遇措置を設け、又は維持することができる。</p> <div data-bbox="432 902 1315 1052" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>附属書 III の米国 14 ページに規定されている内容とは、上記 I の GSE に関する a から c に掲げる優遇措置をいう。</p> </div>

## III. 備考および更新情報

該当情報なし。